

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第172条第3項の規定に基づき、組合に勤務する一般職に属する職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の定数について定めるものとする。

(職員の定数)

**第2条** 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者の事務部局の職員 8人
- (2) 議会の書記長、書記その他の職員 1人
- (3) 監査委員の書記その他の職員 1人

2 前項第2号及び第3号の職員は、同項第1号の職員が兼ねることができる。

(定数外の職員)

**第3条** 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるものとする。

- (1) 休職を命ぜられた職員
- (2) 育児休業中の職員
- (3) 併任を命ぜられた職員
- (4) 結核性疾患による病気休暇の承認を受けて療養中の職員

(定数外の職員の復帰)

**第4条** 定数外の職員が復帰する場合において、その定数が充足しているときは、1年を超えない範囲で引き続き定数外とすることができる。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。